

新市町村の横顔

東茨城郡 桂村



高須村長

1. 沿革

本村は東茨城郡の北西隅に位置し、東は那珂郡大宮町、西は西茨城郡七会村、北は御前山村、南は常北町に接した、東西7.5km、南北9.5km、面積45.92km²の農村である。村の東部大宮町との境界線に沿って那珂川が流れ、従つてこの流域は平坦地が多く、常磐線赤塚駅と本村御前山を結ぶ茨城鉄道線と、水戸

から宇都宮に通ずる県道も、この川に沿って走っている。一方西部には標高70~100mの丘陵が連なり、阿波山から孫根、錫高野を抜けて七会に通ずる県道を除いては交通も不便である。

本村は昔常陸国中郡石上郷阿波郡及び鹿島郡の地で中古文祿年間には茨城郡に属していた。明治22年町村制施行の際、上坪村、下坪村及び粟村が合して坪村となり、高久村、北方村、高根村、孫根村、岩船村、観世音村及び高野村が合して岩船村、又阿波山村、下阿野沢村、上阿野沢村及び赤沢が合して沢山村となった。

昭和30年2月11日、この坪村、岩船村、沢山村の3カ村が合併して新村「桂村」が誕生したが、新村名は村民からの公募により、村内を流れる桂川からとつた「桂村」が採用された。

2. 産 業

この村の世帯数は1,842、人口9,466(男4,545、女4,921)一昭和34年7月末一で、その中農家数は1,509戸、同世帯員数は7,918人(昭和34年8月1日)である。主

要な農産物は米、麦で岩船地帯にはたばこを産する。村の1戸当り耕作面積は約90アールで、ここでも農家所得の向上のため種々の努力がなされているが、ここ2、3年みかん、りんごの植樹が試みられ、りんごは既に1,500本植え終つた。又酪農については、現在36頭の乳牛があり、20戸が組合を結成して農協に原乳を出荷している。

なお防虫害については、薬剤は半額補助が受けられ、噴霧機は8台役場に備え付けられて無料貸付を行つている。又本村の田は例年水不足なので赤沢付近における揚水施設の設置が古くから計画にあるが、これは早急に実現されることが望まれている。

この村では村の総面積の18.8%を山林が占めている。33年34年にかけて総額6,359千円の経費で林道の開発が行われた。これで西部丘陵地帯の道路の整備が或程度終つたわけであるが、道路に関しては上述の県道が、本村に入つて急に悪くなつているのでこれを拡張する問題と七会に向う県道にバスを乗り入れることが目下の課題として残つている。

3. 教育文化

現在教育の面では統合中学校の設置が一番の問題になつているが、敷地の問題で行き悩んでいる。高校進学者は中卒者の3割強が、水戸及び石塚の水農分校に通う。

国保の診療所は阿波山と岩船の2カ所にあり、納税成績も良好である。観光においては常陸の嵐山といわれる御前山が有名であるが、この山は野口あたりからの眺めが最上とあつて、本村に恩恵をもたらす所少いそうだがそれでも今年度20万円を計上して観光施設の整備を図つている。

昭和34年度一般会計歳入歳出当初予算

(単位千円)

歳	村	税	地	方	公	使	国	庫	県	寄	繰	雑	村	合
入			交	税	営	用	支	金	支	付	越	取	債	計
		11,851	15,000		7	175		8,550	2,297	14	3,874	232	10,000	52,000
歳	議	役	警	土	教	社	保	産	財	統	選	公	諸	予
出	会	場	消	木	育	会	衛	業	産	計	挙	債	支	備
	1,031	7,538	759	4,756	28,404	249	470	2,826	982	79	448	750	3,148	560
														52,000



統計調査におけるP・Rについて

一本杉 清

或る事業を運営してゆく上に、その同類の産業が、どのような傾向をもつて動いているか、どのような方向に進展する可能性が強いかを知ることが、事業経営上必須要件となってくるであろうし、行政上でも又同様と考える。統計調査もこの様な点から必要になつてくると思われる。然し誤差の多い統計資料では、そのまま利用し参考とするには、一抹の不安があり、信憑性に欠けるから、誤差を可能な限り少くとどめることは勿論である。この誤差の中ここでは特に計測上おこる感性的な誤差は別として、調査方式が自計申告であろうと、このたびの農林業センサスの如く、面接調査いわゆるインタビュー・システム interview-system であろうと、その実査について、相当程度まで正確度が得られるであろうと考えている点について述べてみたい。一言にして言えば、統計調査の公衆関係又は公衆管理ともいふべきパブリック・リレーションズ public-relations についてである。

今ある実態について、統計調査を行おうとして企画し実査をするための設定された質問事項を、ただ機械的に反覆するだけで、果して調査客体から、真実の姿を問いただすことが出来るであろうかという疑念が生じてくる。利用度の高い統計を作成するためには、実査が正しく行われなければならないことは当然であり、その第一には調査目的と^か概念が、調査客体に即ち調査を受ける側に、よく理解されることである。

たとえば、2月1日現在で行われた世界農林業センサスであるが、どのような目的でおこなわれ、又このセンサスでの農業、林業とは、どんな概念で扱われているかという点である。勿論実査に携わる担当員各位は、充分認識し、各農家などに対する説明も大いに努力されたことと思う。問題は農家でどの程度まで啓蒙され協力したかということであり、この如何では、調査の実態把握にも影響してくるだろうという懸念である。

各農産物毎の収穫量や、販売額から、各種兼業による収入、或は専兼業以外の恩給、年金、家賃等に至るまで調査して農家経済の構成を分析するのであるが、農家でその様な細かい面まで立ち入って調べなくとも、何もよ

いではないかという事になれば、この面の調査は不可能になつてくるであろう。

第二には、調査に協力するため、調査を受ける側もつている疑惑をなくすべきである。目的や概念が、よく理解されたとしても、協力する上の疑惑、主として利害関係についての疑惑が残つていたならば、ありのままの姿を正しく捉えることは出来なくなつてくると考える。

統計調査の目的や概念をよく理解し、それに適合するよう、例えば農産物やその他各種の収入を細かに申し述べて協力した場合、課税の対象となつて、税負担の増大をみるのではないかという点を危惧し、実態を疑惑のヴェールの彼方につつてしまう場合が多い。

統計法の保護を受け、個々の調査票を課税資料とすることは、適法に行われた行政行為でなく、この様な事はあり得ない筈であるが、相当根強く、この様な疑惑が存在している事実を無視することは出来ないと思う。

第一、第二点とも要するに public relations の問題であるが、統計法第五条に申告義務の項があり、人又は法人に対して申告を命ずることができるとあるから真実の申告をすべきであり又その申告をせず或いは虚偽の申告をした者は、同法第十九条罰則の項に該当する……などと法律の条文のみによつて調査を実施した処で、調査客体が正しい姿を白日の下に現わしてくれる訳ではないと思う、むしろ一種の resistance をさへ感ずるものも少なくないと考える。

統計調査の目的や概念をよく理解するため、そして協力のための疑惑を払拭せしめる努力は、単に実査担当者ばかりでなく、調査機構のすべてが、凡ゆる機会を利用して惜しみなく、より強力に続けるべきである。調査対象となる側から、進んで協力してくるときこそ、真実の姿がキヤッチ出来、利用度の高い立派な統計が作られるものと信ずる。統計調査におけるP・Rは、単に調査の目的とか用語の概念とかを周知させる事に止まらず更に調査に協力するために抱く主に利害関係の疑惑払拭にまでその範囲を拡げたP・Rを行うべきであるというのが私の持論である。